

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。対象者は次の①②の要件をいずれも満たす人です(申請必要)。

▽要件 ①離職時点65歳未満②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

▽手続き 雇用保険受給資格者証を取得し、国民健康保険証、印かんと共に持参のうえ、国保医療課で手続きをしてください。

【軽減対象期間】
(例1)平成25年3月31日から26年3月30日までに失業した人

■非自発的失業者の要件となる 離職者コード番号と離職理由

離職者 コード番号	離職理由
11	解雇(コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

(例2)平成26年3月31日から27年3月30日までに失業した人

(例3)平成27年3月31日から28年3月30日までに失業した人

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの
国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月を支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽承認期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生

介護保険制度 8月からの変更

①一定以上の所得がある人の利用者負担が2割に
65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある人が、介護サービスを利用するときの自己負担が2割になります。

7月中旬から、要介護認定等を受けている人に、利用者の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。サービスを利用する際は、被保険者証とともにサービス事業者にご提示ください。

◎2割負担となる人
本人の合計所得金額が160万円以上の人。

ただし、年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で280万円未満、第1号被保険者2人以上の世帯で346万円未満の人は、1割負担のままです。

◎高額介護サービス費の負担限度額の引き上げ
同じ月に利用した介護サービスの利用者負担額が一定額を超えたときに、申請により支給される「高額介護サービス費」等の利用負担段階区分に、現役並み所得者相当の人の区分が新設されます。負担限度額は3万7千200円から4万4千400円になります。

◎現役並み所得者相当の人
同一世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる人。

ただし、単身世帯で収入が383万円未満、第1号被保険者2人以上の世帯で、収入の合計が520万円未満の場合は、申請により「市町村民税課税世帯の人」と同様の負担限度額(3万7千200円)になります。

※対象となる可能性のある人には、別途「介護保険基準収入額適用申請書」を送付します。

◎低所得者の食費・居住費の負担軽減の要件の追加
低所得の人が施設サービスを利用したときの食費・居住費の負担軽減要件に次の要件が追加されます。

・世帯の異なる配偶者も市民税非課税であること
・預貯金等が単身で1千万円以下、夫婦で2千万円以下であること(ただし、負債(借入金・住宅ローン等)は預貯金等から除く)

④特養の多床室に室料相当の負担が発生
特別養護老人ホームの多床室へ入所する人(ショートステイ利用者含む)に、室料相当を負担していたことがなくなります。

具体的な部屋代については、施設と入所者の契約事項ですので、各施設にお問い合わせ下さい。

なお、負担限度額認定を受けている低所得者は、負担限度額の適用により変更はありません。

◆問い合わせ 高齢介護課

市税は納期限内に納付を

固定資産税(第2期分) 納期限は7月31日(金)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期限内に、取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。市税を納期限までに納付されないと、督促状を送付し「京

都地方税機構」に徴収権限を移管します。

※「京都市地方税機構」は、京都市と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合です。

●口座振替の利用を
口座振替を利用すると、

納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。各税の納期ごとにわざわざ出向くことなく、納め忘れもありません。

▽申し込み 7月14日(火)までに手続きすると、8月が納期の市・府民税(第2期分)から、また8月14日(金)までなら9月が納期の固定資産税(第3期分)から振替できます。軽自動車税は来年度分からとなります。

◆問い合わせ 納税課

熱損失防止改修工事で 住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当額を減額します。

【減額される要件】
▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。

①窓の断熱改修工事(必須)
②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事
④壁の断熱改修工事

◆問い合わせ 課税課

介護予防のための

「基本チェックリスト」は必ず返送を

6月初旬に、対象者に送付した「基本チェックリスト」は、皆さんの健康や日常生活の状態と見守りの必要とされる高齢者を把握するために行う大切な調査です。返送がまだの人には再送付しますので、7月17日(金)までに必ず返送していただきますようお願いいたします。

◆問い合わせ 高齢介護課